

～40 歳以上 65 歳未満の組合員のみなさまへ～

平成28年4月分から介護納付金の掛金率が変わります

40歳から65歳未満の組合員のみなさまは、介護保険に要する費用として、介護掛金を共済組合に納めています。共済組合は、納めていただいた掛金を、道府県からの負担金と併せ、介護納付金として社会保険診報酬支払基金に納付しています。この介護納付金は、同基金を通じて、全国の市町村に交付され、介護保険のサービス費用等に充てられています。

平成28年度の介護納付金の算定結果に基づき、平成28年4月以降の掛金率につきましては、下表のとおりとなります。

<平成28年4月分からの掛金率>

(単位：‰ (千分率))

組合員の種別	掛 金 率	
	標準報酬の月額	標準期末手当等の額
一般組合員 知事組合員 一般組合員 (特別職等) 船員一般組合員	5.53	5.53
任意継続組合員	11.06	—